

## 栗山商工会議所ホームページ求人情報掲載要領

(趣 旨)

### 第1条

この要領は、当所ホームページを求人情報媒体として活用し、当所会員企業等の求人情報を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

### 第2条

当所ホームページへの求人情報掲載は、当所会員企業等との協働により当所のサービス向上、当所会員企業等の繁栄および地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定 義)

### 第3条

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)求人情報掲載 当所ホームページに企業等の求人情報を掲載すること
- (2)求人情報掲載依頼主 求人情報を掲載しようとする者

(求人情報掲載の種類および範囲)

### 第4条

当所ホームページに掲載する求人情報は、当所会員企業等に係る正社員・正職員及び正社員以外(パート・アルバイト)の求人情報とし、求人情報掲載依頼主の事業の適正化および消費者の保護を図り、かつ、地域社会および地域経済の健全な発展ならびに町民等への生活情報の提供に資するものであり、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1)当所の広報媒体としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2)政治活動、宗教活動、意見求人情報及び個人の宣伝に係るもの
- (3)公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4)前3号に掲げるもののほか、当所がホームページに掲載する求人情報として適当でないと認めるもの

(求人情報の募集)

### 第5条

求人情報掲載の募集は、当所ホームページにより随時行うものとする。

(求人情報掲載に係る手続)

### 第6条

求人情報掲載依頼主は、求人情報を掲載したいときは、「当所ホームページ求人情報掲載申込書(様式第1号)」に別に定める書類を添付して、当所に提出しなければならない。

- 2 当所は、前項による申込みがあったときは、掲載求人情報を決定し、「当所ホームページ求人情報掲載許可・不許可決定通知書(様式第2号)」により申込者に通知するものとする。
- 3 求人情報掲載依頼主は、求人情報掲載後、その内容に変更が生じたときは、「当所ホームページ求人情報掲載内容変更届出書(様式第3号)」を当所に提出しなければならない。
- 4 求人情報掲載依頼主は、求人情報掲載を取り消したいときは、「当所ホームページ求人情報掲載中止届出書(様式第4号)」を当所に提出しなければならない。

(求人情報の掲載期間)

#### 第7条

求人情報掲載期間は、掲載日から求人停止するまで(前条4項に定める様式が提出された日)とする。

(求人情報の規格等)

#### 第8条

求人情報の規格および掲載位置等の決定は、当所が行うものとする。

(求人情報の掲載料)

#### 第9条

求人情報の掲載料は、無料とする。

(求人情報内容の責任)

#### 第10条

求人情報の内容に関する責任は、求人情報掲載依頼主が負うものとする。

(求人情報掲載の取消し)

#### 第11条

当所は、次の場合において求人情報の掲載を取り消すことができる。

- (1)申し込みの内容に虚偽があったとき
- (2)掲載内容に変更があったにもかかわらず、求人情報掲載依頼主が第6条3項に定める様式を提出していないことを把握したとき

(その他)

#### 第12条

この要領に定めるもののほか必要な事項は、当所が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。